

町民課からのお知らせ

後期高齢者医療障害認定について

65歳以上74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入することのできる一定の障がいは以下のとおりです。

1. 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
2. 身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
 - ・ 下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ・ 下肢障害3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
 - ・ 下肢障害4号(一下肢の機能の著しい障害)
 - ・ 音声機能または言語機能の著しい障害
3. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
4. 療育手帳A1・A2をお持ちの方
5. 障害年金1級・2級の年金証書をお持ちの方



※後期高齢者医療制度に加入するには、申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

※後期高齢者医療制度では、窓口負担は1割(所得の多い方は3割)となります。

※後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から保険料をお支払いいただきます。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 医療年金係 ☎43-2111(内線2115)

教育課からのお知らせ

高校生等海外留学助成事業 国際社会での活躍を目指す高校生を支援します

町では、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力の高い、国際社会で活躍できる人材を育成するため、町がその費用の一部を助成します。

1. 対象生徒

- (1) 保護者が町内に在住し、高等学校、特別支援学校高等部または高等専門学校(1~3年次)(以下「高等学校等」という。)に在籍する者
- (2) 留学期間中、前号の高等学校等に在籍している者
- (3) 地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへ参加し、もしくは、個人で海外留学し、原則1年間、海外の正規の後期中等教育機関への留学が決定または内定している者
- (4) 今年度中に海外留学へ出発する者
- (5) 学業成績が次の条件を、満たしていること。
 - ア 前年度の①全体の評価平均値が5段階評価で3.5以上、かつ②外国語1教科の評価平均値が5段階評価で4.0以上であること
 - イ 高等学校等の1年次に在籍する者は、中学3年次の成績とする。
- (6) 在籍する高等学校等の長の推薦を受けている者
- (7) 過去にこの事業の助成を受けていない者

2. 募集人員 毎年1名

3. 助成金額 50万円と補助対象経費の実支払額の3分の1の額(千円未満切捨)を比較し、いずれか少ない方の額

4. 申込み方法 5月31日までに、参加申請書および必要書類を役場教育課まで提出ください。
(申請書および必要書類等の詳細については、同課までお問い合わせください。)

5. 選考方法 町の選考委員会において、1次・2次選考を行い決定します。

□お問い合わせ 教育課(ファミリーセンター内) ☎43-0390 e-mail: kyik@town.yaotsu.lg.jp